

28 高医薬第 709 号
平成 28 年 9 月 16 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

厚生労働省通知の送付について

日頃は、本県の薬務行政にご協力賜り感謝申し上げます。

さて、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定される指定薬物に、新たに 3 物質が指定されましたのでお知らせします。今回の指定で指定薬物は合計 2,348 物質となりました。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、この施行通知は、当課のホームページにも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）
（平成 28 年 8 月 24 日付け薬生発 0824 第 1 号）

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課
薬事指導 橘、高尾、土居
〒780-8570
高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
TEL 088-823-9682
FAX 088-823-9137